

議員総会  
(9月11日)

## 河合優議員は直ちに議員辞職を 議員辞職勧告決議を全会一致で可決

### 減税日本ナゴヤの団長が提案説明

名古屋市議会は11日の9月定例会に先立ち、午前10時から本会議場で議員総会を開き、元減税日本ナゴヤ（今は除名されて無所属クラブ）の河合優議員（緑区選出）の議員辞職勧告決議案を全会一致で可決しました。提案説明は、減税日本ナゴヤの浅井団長が行い、会派としての責任を真摯に受け止め、議

会の信頼を傷つけるような行為を繰り返し、他会派へ迷惑をかけたことを陳謝し、河合議員の辞職勧告に至った経緯を説明しました。

### 河合議員は議員総会を欠席し弁明もせず

提案説明ののち、河合議員からの弁明の機会が与えられていましたが、結局欠席し、弁明も行いませんでした。11時からの本会議には出席しました。

## 河合優議員に対する議員辞職勧告決議

元減税日本ナゴヤ所属の河合優議員は、昨年12月に経済水道委員会による委員派遣として、東京都杉並区の劇場を視察した際、女性を同伴し、このことがマスコミ等で問題視されると、最初は、専門的アドバイスを受けるために同伴させ、同伴者は知人からの紹介で詳細は解らないが視察は正当なものと説明していたが、その後、視察は「私的旅行」であったとして、本年7月になって公費から支出された金額を返還した。

また、同議員は、平成23年度分の政務調査費の支出に関して、政務調査とは全く無関係な女性コミック誌や娯楽誌を、市民経済局関係の調査のための経済誌等の書籍購入として、事実と異なる申請をしていたことも明るみとなり、その全額を当時所属していた減税日本ナゴヤに返還した。

こうした同議員の公金への取扱いは、きわめて軽率、ずさんなものであって、市民からの議会への信頼を損なわせる行為であったが、同議員は、議員として自らの行為を市民へ説明する重い責任を負っているにもかかわらず、その説明を果たすこともせず、それ以上に、これらの事柄が明らかになった以降に同議員のってきた言行は、さらに議会の信頼、品位を貶めることとなっている。

特に、私的旅行としてその費用を市に返還した委員会視察費の取扱いでは、会派を通じて費用返還の申し出が6月末にあったものの、その後、議会、関係者からの連絡に応じず、求められた説明をしないばかりか、7月20日の議会運営委員会理事会へ出席を求められていたにもかかわらず、同時刻に市役所付近の東区葵の喫茶店で当時所属していた減税日本の関係者と会っているが何ら連絡もせず欠席し、さらに自ら説明のために設定した翌21日の記者会見も、体調不良を理由に当日になって突然キャンセルし、議員が公に約束することへの信用も著しく損ね、議会の信頼を失墜させることとなった。

その後、ようやく7月27日になって、議会運営委員会理事会からの再三の出席要請に応じたものの、同議員は、理事会で繰り返し暴言を発し、関係者を罵倒するなど、反省の態度を見せず、議員として品位に欠ける行為を繰り返し、議会の会派代表で構成される公式な会議である理事会を侮辱する言行をし、また、自ら示した視察費の返還理由である私的旅行に関する説明でも、他へ責任を転嫁するなど、理事会の調査に真筆に応じず、さらに、その後の記者会見において、自らの発言が報道を通じて市民に知ら

されることは容易に判断できる状況であるにもかかわらず、取材する記者に対し、「いいかげんにしておけよ、お前、バカヤロー」などと暴言を発し続けた結果、そうした反省の全く見られない態度が連日報道されることとなり、一層、議会の品位を貶めることとなった。

さらには、その後の7月30日には、同議員は、緑区内の国道において、自らの不注意で自動車による追突事故を起こしたが、事故の相手方に対して、運転席に乗車したまま「ぶつかっていない」と言い捨て現場から走り去るという当て逃げ行為をしたとして、8月20日には自動車運転過失傷害・道路交通法違反の容疑で書類送検されるという事態を引き起こしたものの、全治2週間のけがを負わせた被害者に対する対応においても、誠意ある態度を示していない。

こうした河合優議員の行為は、きわめて非常識であり、到底容認できるものではなく、議員としての資質が問われていたが、それでもなお、同議員は、「議員を辞めるつもりはない」「俺ほど議員の資質がある者はいない」などと発言し、元所属の減税日本ナゴヤは、8月3日付けで同議員を会派除名したうえで、議員辞職に応じない場合は議員辞職勧告の手続きを取るとして、同日に文書で促したものの、自らを代表として一人会派の無所属クラブを結成し、議員を続けるとしている。

こうした同議員の一連の言行・態度は、議員として公職にある者という以前に、一般社会人としての常識を全く逸脱しているものであるといわざるを得ず、市民からの議会への信頼を失墜させただけでなく、議会の品位を著しく貶めたものである。

もとより議員の出入進退は自らが責任を負うところであり、名古屋市会は、河合優議員が市民から選挙で選ばれた議員であることを考慮し、説明の機会を与え、注意を促し、同議員の真摯な対応を期待した。しかしながら、事ここに至っても議員職に恋々とする同議員の反省なき言行・態度は、多くの市民を失望させるとともに、名古屋市会をかつてないほど混乱させ、市政における重要な役割を担う名古屋市会に与えた影響正計り知れない。

よって、名古屋市会は、議会の秩序と信頼回復のため、河合優議員に対して議員辞職を勧告するものである。

以上、決議する。

平成24年9月11日

名古屋市議員 総会